第十七条の三　老齢基礎年金の受給権者は、昭和六十年改正法附則第十四条第二項又は第十八条第三項の規定に該当するに至つたときは、前条第一項各号に掲げる事項を記載した届書に同条第二項各号に掲げる書類を添えて、速やかに、これを機構に提出しなければならない。

（法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第九十九条　法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一～五　（略）

五の二　第十七条の二の四第一項の規定による確認

六～二十五　（略）

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第二条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（加算事由該当の届出） **第十七条の三**　老齢基礎年金の受給権者は、昭和六十年改正法附則第十四条第二項又は第十八条第三項の規定に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。 一　氏名、生年月日及び住所 一の二　基礎年金番号 二　老齢基礎年金の年金証書の年金コード 三　配偶者の氏名及び生年月日 四　配偶者が受ける権利を有する昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに当該配偶者の基礎年金番号 五　経過措置政令第二十八条に定める給付を受ける権利を有する者にあつては、その旨並びに当該給付の名称並びに当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関 2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号の規定に該当することを明らかにすることができる書類 二　受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本 三　受給権者が配偶者によつて生計を維持していたことを明らかにすることができる書類 （法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限） **第九十九条**　法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。 一～五　（略） （新設） 六～二十五　（略）	（加算事由該当の届出） **第十七条の三**　老齢基礎年金の受給権者は、昭和六十年改正法附則第十四条第二項又は第十八条第三項の規定に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。 一　氏名、生年月日及び住所 一の二　基礎年金番号 二　老齢基礎年金の年金証書の年金コード 三　配偶者の氏名及び生年月日 四　配偶者が受ける権利を有する昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに当該配偶者の基礎年金番号 五　経過措置政令第二十八条に定める給付を受ける権利を有する者にあつては、その旨並びに当該給付の名称並びに当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関 2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号の規定に該当することを明らかにすることができる書類 二　受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本 三　受給権者が配偶者によつて生計を維持していたことを明らかにすることができる書類 （法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限） **第九十九条**　法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。 一～五　（略） （新設） 六～二十五　（略）
（裁定の請求） **第三十条**　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～四の二　（略） 四の三　配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付の受給権を有している受給権者（経過措置政令第二十五条各号に掲げる給付を受ける権利を有する者を除く。）にあつては、次に掲げる書類 イ　配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号の規定に該当することを明らかにすることができる書類	（裁定の請求） **第三十条**　（略） 2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。 一～四の二　（略） （新設）